令和3年度 遊佐町参考となる賃借料情報

令和3年作付けの賃借料の参考額は次のとおりです。ただし、<u>賃借料は貸し手・受け手双方の</u>話合いにより決定するものですのであくまでも参考額となります。

尚、賃借料の算定については、土地改良事業の償還金が長期にわたることを前提に算定しております。

▼参考賃借料(試算)

農地区分		目安の基準収量	令和2年度 参考賃借料額	令和3年度 参考賃借料額	差額	
⊞	1 等級	600kg	15,000 円	15,000 円	〇円	
	2等級	550kg	13,000 円	13,000 円	〇円	
	3等級	500kg	9,000 円	9,000 円	0円	
	4等級	420kg	3,000 円	3,000 円	0円	
畑	普通畑		2,000 円	2,000 円	0円	
	砂丘畑		6,000 円	6,000 円	0円	

- ※・参考額は転作を加味した賃借料です。
 - ・土地改良区費の内、水利費は借り手負担、工事費は貸し手負担として賃借料を算定しています。
 - ・本表の賃借料は、基盤整備が完了した30アール区画の圃場で標準的な農作業を行った場合の 金額です。未整備の場合、圃場条件が異なる場合は、双方話し合いの上、決定してください。
 - ・農産物の価格、生産費等の上昇・低下等の事情変更がある場合、<u>契約途中でも賃借料を見直す</u> ことができます。

▼令和2年 実勢賃借料情報(令和2年1月~令和2年12月)

(単位:円/10a)

農 地 区 分		平均額	最も多く締結 された単価	最高額	最低額	契 約筆 数	
田	共済基 準単収 の区分 (kg)	620・610 の区域	17,200 円	17,000 円 (内148筆)	24,000 円 (内9筆)	10,000円 (内5筆)	565 筆
		580·560 の区域	13,200 円	15,000 円 (内54筆)	18,000 円 (内7筆)	5,000 円 (内1筆)	172 筆
		540・520・ 500の区域	10,400 円	12,000 円 (内161筆)	13,300 円 (内2筆)	3,000 円 (内22筆)	371 筆
		480の区域	4,300 円	5,000 円 (内2筆)	5,000 円 (内2筆)	3,000 円 (内1筆)	3 筆
	(参考) 町 全 域		13,400 円	_	_	_	1,111 筆
	普	通 畑	1,200 円	1,000 円 (内14筆)	2,000 円 (内3筆)	100円 (内2筆)	23 筆
畑	砂丘畑		6,200 円	6,000 円 (内11筆)	12,000 円 (内2筆)	2,700 円 (内1筆)	26 筆
	(参考) 町 全 域		5,000 円	_	_	_	49 筆

【賃借地の土地改良区費の取り扱いについて】 土地改良区の賦課金は、工事費(特別賦課金)については所有者(貸し手)負担、水利費や管理費(経常賦課金)については耕作者(借り手)負担が原則です。 支払い方法等については当該者間でご相談ください。 ※令和3年2月9日時点での情報です。

詳しくは各土地改良区にお問い合わせください。

名称	経常賦課金	維持管理費	計			
月 光 川	3,800 円	J	3,800 円			
土地改良区	納期・・・5月(全額)					
日 向 川	3,700 円	1,700 円	5,400 _円			
土地改良区	納期・・・賦課金:5月・10月1/2ずつ 管理費:5月					

賃借料の決定に際しては、当事者間で十分な話し合いを行い、 適正な額で決定してください。(遊佐町農業委員会 72-5890)